

## 自由討議のテーマ

～前回の委員のご意見を踏まえて～

○ 改革を行うためには、その前提として徹底したファクトファインディング（実体把握）が必要ではないか。紛争の実体を分類した上で、今まで裁判所がどのような紛争を解決してきたのかを明らかにするような実証的な調査をする必要があるのではないか。（北川、田中、米本委員）

○ 専門性のレベルが高い紛争が裁判所に持ち込まれても、裁判官が適切な判断をすることは難しいのではないか。紛争処理における裁判所の役割も相対化してきており、このような専門性の高い紛争にいかに対処していくかを考える必要がある。（田中委員）

○ 物事を変えようとする場合まず、形から変えてみるとよい。三重県庁では、例えば職員の席の配置を自由にしたところ、雰囲気のがらりと変わった。また、裁判をうまく機能させるためには、裁判所の運営や経営という面から考えることが必要である。（北川委員）

○ 法曹制度や裁判所の制度については、もっと国民的な議論のレベルを上げなければならない。そのためには、裁判所が議論を引っ張っていくという役割を担ってもよいのではないか。（大谷委員）

○ 最近の科学技術の進歩や社会の変化は、憲法や法律が想定していたものを遙かに超えてしまっている。このような状況下で問題に適切に対処していくためには、裁判官はよほどの時間的余裕を持つべきではないか。（北川委員）